

議員提出議案第4号

新型コロナウイルス対策に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年5月14日

提出者	鳥取市議会議員	上 杉 栄 一
	〃	上 田 孝 春
	〃	石 田 憲太郎
	〃	伊 藤 幾 子
	〃	吉 田 博 幸

鳥取市議会議長 山田 延孝 様

新型コロナウイルス対策に関する意見書

新型コロナウイルスによる感染症は世界中に拡大し、我が国においても感染患者が増加の一途をたどり、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。

国は、4月7日に7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、4月16日には対象地域を全国に拡大した。

本市においても4月10日、初の感染患者が発生し、感染拡大防止に全力で取り組んでいるが、市民の健康不安や飲食・観光業をはじめとした地元業者への経済的影響、さらには小・中学校の臨時休業等による学習機会の喪失など影響は計り知れない。5月6日までとされていた緊急事態宣言も延長され、新型コロナウイルスの収束のめどが立たない中、市民の生活維持への努力も限界を超えている。

よって、本市議会は国において新型コロナウイルス感染症対策を着実に推進し、さらには継続的な支援を講じるとともに下記の事項の実現を強く求める。

記

1. 新型コロナウイルス感染患者の増加に伴い、相談・PCR検査希望が殺到している保健所に混乱や機能不全を生じさせないため、保健師・看護師等従事者の増員確保に伴う財政支援を強化すること。
2. 感染患者の受入れや診療体制づくりのために必要な設備、医療従事者の確保や患者受入れによる危険手当の支給に対する支援、本来受けられるはずの診療報酬等の減収が生じた場合の補填など、病院等の経営に影響が及ばないよう市民の命を守る医療体制を確保する財政支援を講じること。
3. 地域の実情に応じた迅速な経済対策実施を可能とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を大幅に増額するとともに、中小企業・小規模事業者の家賃を含む固定費補助制度を創設すること。
4. 大幅な税収減少が想定されるため、臨時的な地方債（減税補填債や臨時税収補填債など）の発行、地方交付税の配分前倒し、一時借入れの利子補填など、自治体運営に支障が生じない財政措置や資金繰りへの対策を講じること。
5. 地域経済への影響を最小限にとどめるため中小企業・小規模事業者、農林漁業者、観光事業者、食品関連事業者等が事業継続できるよう徹底した資金繰り・倒産防止対策を講じることとともに、製造業・建設業等における部品・資材等の国内調達が可能となるよう代替生産に取り組む企業への強力な支援を講じること。

6. 公共施設の休止やイベント中止等による指定管理者の事業収入減少が見込まれるため、これに伴う自治体の負担に対する財政措置を講じること。
7. 小・中学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等のため、ICTを活用した遠隔授業や在宅学習が可能となる環境を整備する経費及び臨時休業に伴う放課後児童クラブの運営に係る経費等、地方自治体が実施する事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
8. 感染リスクのある環境下で、介護・障がい福祉サービスを提供する従事者の負担を踏まえ、特別手当の支給や感染した場合の損失補償等の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月14日

鳥取市議会 山田延孝

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

様